

令和7年度
京都市フードバンク団体による
食品ロス削減に資する取組支援助成金の御案内



京都市は、フードバンク団体による食品ロス削減の取組を支援するための助成制度を平成29年3月に創設し、同年4月から運用しています。

この度、継続的にフードバンク活動を実施する非営利団体を交付対象とし、令和7年度の助成団体を募集します。

この「御案内」では、制度の内容や申請書類の記入方法などを詳しく記載していますので、申請を検討される際は、必ず御一読ください。

◆申請書類（記入様式）の入手方法

本市ホームページ（京都市情報館）からダウンロードしてください。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000339589.html>

◆申請受付期間

令和7年4月14日（月）～5月2日（金）午後5時

◆申請の手順

①電子メールで必要書類を添付のうえ送信又は必要書類を持参してください（郵送不可）。

※持参される場合、必ず事前に電話予約をお願いします。

※電子メールによる申請の場合も、申請内容の確認のため、申請窓口にお越しいただく場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

②交付申請に必要な書類が揃っているかどうかの確認後、申請者に受付完了の連絡を行います。

③書類の内容に不備がないか確認のうえ、不備がないものから順に受理し、申請内容の審査を行い、当該順により交付を決定します。（書類を持参いただいた順ではありません。）

④審査開始日から概ね2週間以内に交付決定又は不交付決定の通知書を郵送します。
なお、本助成金は、予算の範囲内において交付します。あらかじめ御了承ください。

⑤交付決定日（交付決定通知書に記載された日）以降、助成対象事業に係る取組に着手できます。

※「京都市フードバンク団体による食品ロス削減に資する取組支援助成金事前着手届（第3号様式の2）」にて、事前着手することを申請した事業は除く。

助成金に関する問合せ先・申請窓口



京都市環境政策局 循環型社会推進部 資源循環推進課（減量企画担当）

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地本庁舎地下1階

TEL 075-222-3946 メールアドレス gomigenryo@city.kyoto.lg.jp

訪問による相談・申請の受付時間：午前9時～午後5時30分（土・日・祝・年末年始を除く。

受付期間最終日は午後5時まで。）



京都市
CITY OF KYOTO

◆助成金交付対象事業・助成率等

助成金交付対象事業	助成率（限度額）
京都市内で次の取組を一つ以上実施する事業 1 フードバンク活動※¹及びそれに付随した取組（下記2の取組を除くもの） 2 フードバンク活動の知名度向上の取組 3 上記のほか、<u>食品ロス</u>※²の発生を防ぐ取組又は食品ロスの削減を広く周知啓発する取組	・1又は3に要する経費の合計額の2分の1（1団体につき限度額30万円） ・2に要する経費の合計額の全額（1団体につき限度額30万円） ※限度額合計は60万円 ※千円未満切り捨て

△ 令和8年3月31日までに終了する取組が対象となります。

△ 上記2の取組を申請する場合は、上記1又は3の取組と併せて実施していただく必要があります。

△ 令和7年度中に同じ団体が申請できる回数は1回のみです（減額する変更の申請は別途受付可）。

※1 生産者又は製造、流通、小売り等の事業者から、市場に流通させることができない食品、家庭から余剰になった食品等を集めて、それらを必要とする福祉施設等の他団体に無償で配分する活動

※2 生産又は製造から販売までの流通の過程で発生した規格外品、包装への印字ミスやパッケージ破損等で販売できない食品、売れ残り品、飲食店、家庭等での食べ残し、家庭で余剰になった食品等の本来食べられるにもかかわらず廃棄される食品

◆助成金の対象者

月1回以上かつ年12回以上、フードバンク活動を実施するフードバンク団体

△ 個人での取組は対象になりません。

△ 営利等を目的として助成対象事業を実施する場合や、営利団体は助成金の対象外です。

△ 団体の法人格の有無は問いません。

◆助成金の対象となる経費・対象とならない経費

助成金の対象となる経費・対象とならない経費は、次ページの表「★対象経費の種別と取扱いについて」を確認してください。

★対象経費の種別と取扱いについて

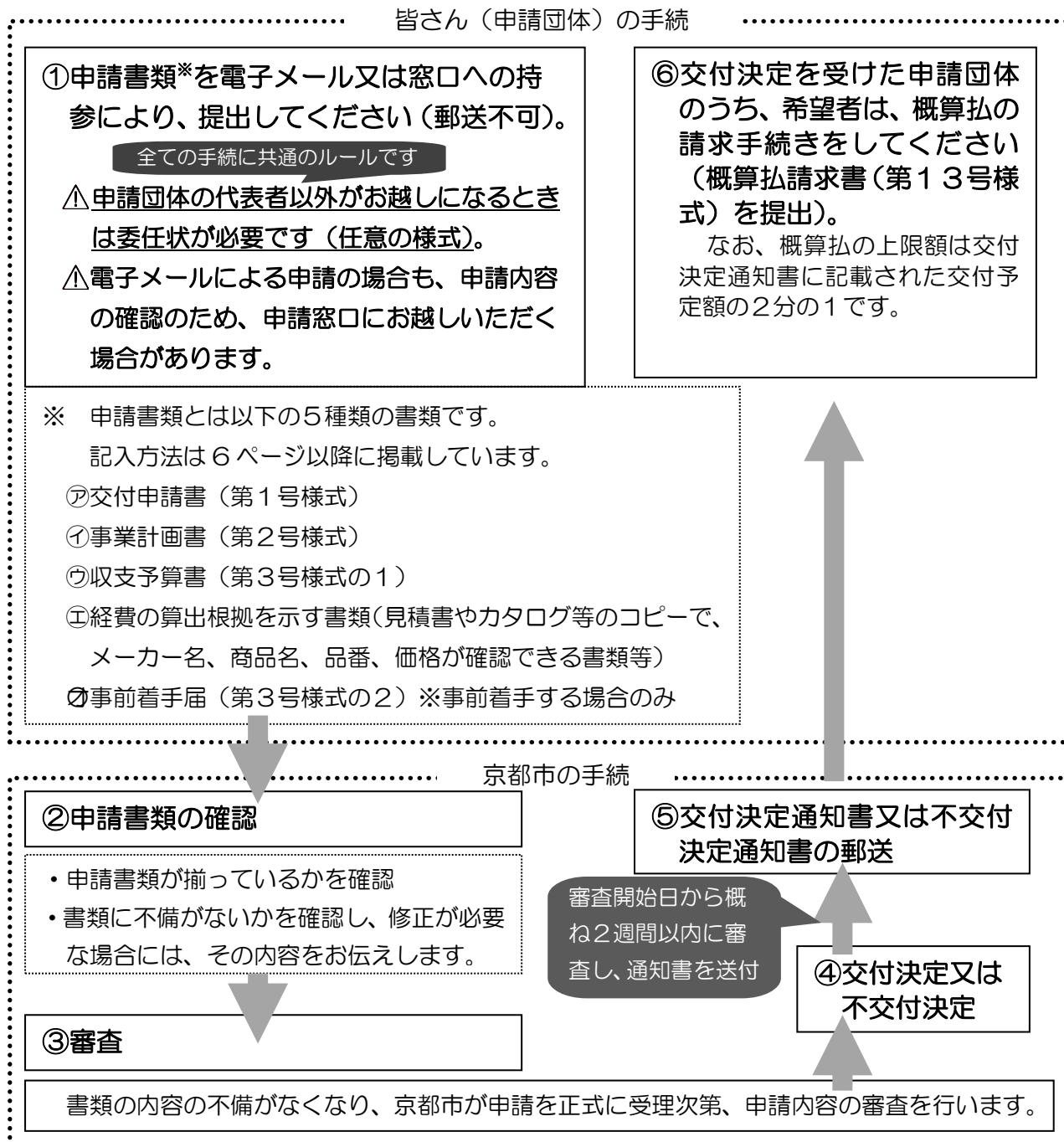
	対象となる経費※の例 	対象とならない経費の例 
	※ 対象となる経費には、それに課される消費税及び地方消費税額を含みます。	
物品購入費	・助成対象事業の実施に必要な事務用品（文具、コピー用紙、記憶媒体（CD-ROM、USB など）等）の購入費 ・単価 200 円以内の啓発物品購入費	・特定の個人に提供する記念品、景品等の購入費
備品購入費	・寄付を受けた食品の運搬のために必要な備品の購入費（キャリー等） ・イベント等で使用する備品の購入費（テント等） ・寄付を受けた食品の一時保管のために必要な備品の購入費（物資保管庫等）	・助成対象事業の実施のみに使用を限定することが困難な備品又は対象期間を超えて長期にわたり使用可能な耐久性を持つ備品の購入費（パソコン、高機能携帯電話（スマートフォン）、携帯電話、テレビ、カメラ等）
印刷費	・チラシ等広報物の印刷費 ・記録写真の現像料	
水道光熱費	・助成対象事業の実施に要する電気代（別メーターの設置等によって明確に区分することが可能な物資保管用冷蔵庫の電気代等）	
委託費	・チラシ等広報物のデザイン委託費 ・ホームページ等の制作委託費	・申請団体の構成員が経営する団体への委託費
通信運搬費	・助成対象事業の実施に要した送料、郵送費（市内分） ・物品の搬入、搬出に要する費用 ・ガソリン代等で、助成対象事業の実施に要した分が明確に区別できる燃料費	・電話等通信機器やインターネットに係る通信費 ・京都市外に物資を発送するための送料、ガソリン代（本市事業で発生した食品ロスの運搬に係る送料、ガソリン代については、事前協議のうえ例外として認めることがある。）
謝礼	・助成対象事業に伴う講師、出演者、協力者（有償ボランティア）等への謝礼	・申請団体の構成員に対する謝礼
借上料	・物資運搬のための車両レンタル費 ・物資保管場所の賃料 ・シンポジウム等、イベント開催時の会場借上料	・申請団体又は申請団体の構成員の活動場所として借り上げる施設の賃料

旅費交通費	・企業訪問に係る交通費 ・シンポジウム等、イベント実施の事前調整のための公共交通機関利用の市内交通費 ・外部研修(市内で開催されるものに限る。)に参加するための交通費、参加費	・申請団体又は申請団体の構成員の活動場所として借り上げた施設から申請団体の構成員の自宅までの交通費
工事費	・助成金で購入する備品の設置に要する工事費	・左記以外の工事費、修理代、メンテナンス費用
その他	・市長が特に必要と認めるもの	・左記以外

△ 以下は全て助成金の対象外です。

- ・ 人件費（職員の賃金、アルバイトの賃金）、飲食費、食品購入費、振込手数料
- ・ この助成金以外（国や京都府など他の自治体の助成金、京都市の他の助成金、民間団体の助成金など）の助成を受けている経費又は今後受けようとする経費

◆助成金の交付決定を受けるまでの流れ



◆助成対象事業の開始時期について

交付決定日（交付決定通知書に記載された日）以降、助成対象事業の取組に着手できます。
 ※「京都市フードバンク団体による食品ロス削減に資する取組支援助成金事前着手届（第3号様式の2）」にて、事前着手することを申請した事業は除く。

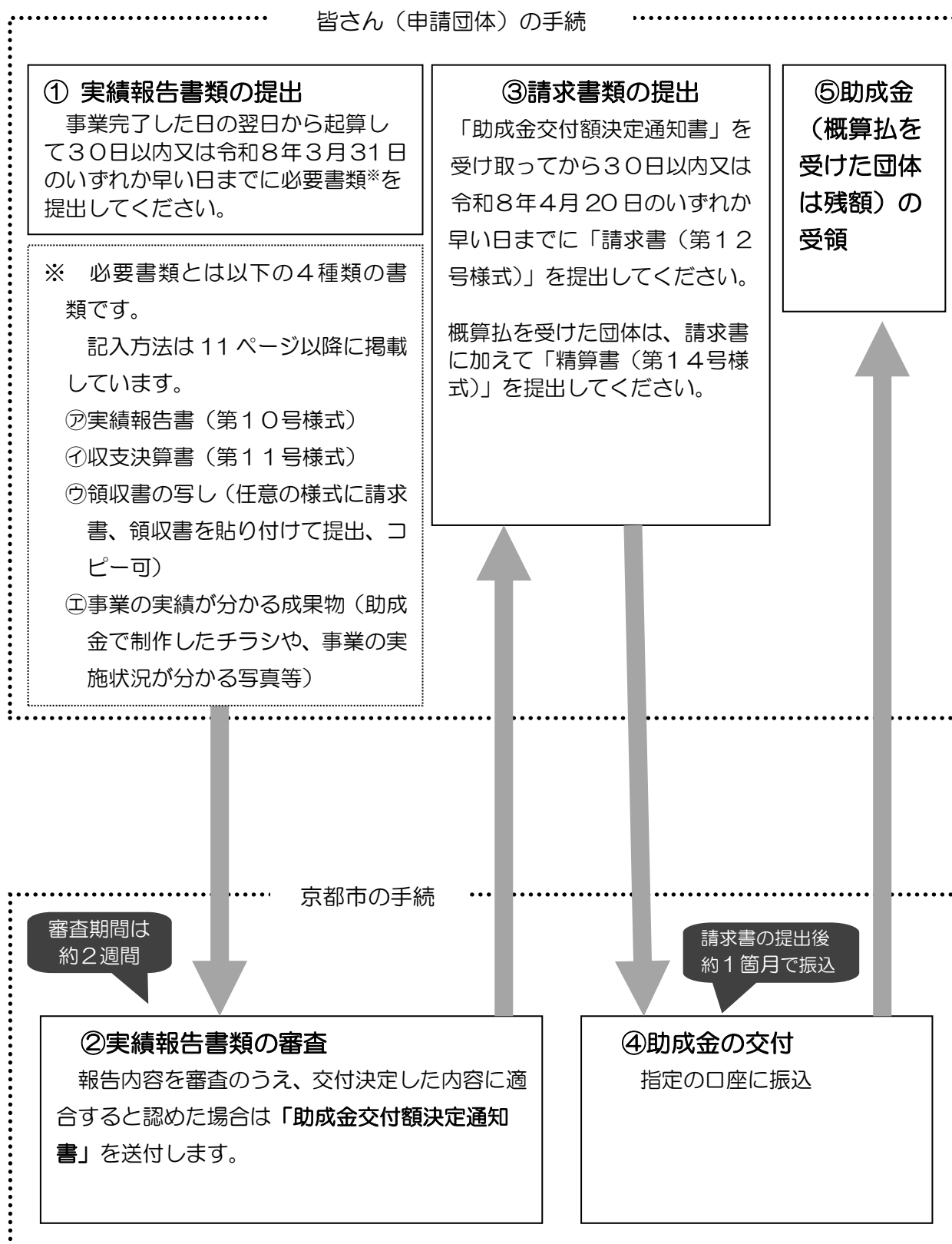
◆助成対象事業の変更について

変更した内容を実施する前に、すみやかに申請窓口ご連絡してください。必要な手続をお伝えします（軽微な変更を除き、変更承認申請書（第6号様式）に加え、改めて事業計画書（第2号様式）、収支予算書（第3号様式の1）、変更した経費についての算出根拠を示す書類の提出が必要となります）。増額の変更は認められませんので、御留意ください。

◆助成対象事業の中止について

助成対象事業を実施できないやむを得ない事情が生じた時点で、申請窓口にご連絡ください。その後、すみやかに中止承認申請書（第8号様式）を提出してください。

◆助成対象事業の完了から助成金が支払われるまでの流れ



★ 詳細は「京都市フードバンク団体による食品ロス削減に資する取組支援助成金交付要綱」で御確認いただけます。

記入例

第1号様式

記入に当たっては、データ入力、手書きのどちらでも結構です。手書きのものをそのまま提出する際は、鉛筆及び消せるタイプのペンを使用しないでください（全様式共通）。

京都市フードバンク団体による食品ロス削減に資する取組支援助成金交付申請書

(宛先) 京都市長	令和7年 4月10日	押印は不要です。
申請団体の住所（主たる事務所） (〒604-8537) 京都市中京区河原町御池上る持寄町123番地	申請団体の名称及び代表者の氏名 京都フードバンクみんなのきもち 理事長 京都 太郎 電話 075-213-0453	

交付申請額	500,000円
概算払の希望の有無	☒ あり ☐ なし 今後の審査において申請が認められたときに、概算払(前払いのこと)を希望する場合は、「あり」にチェックしてください。希望がなければ、全額、事業完了後に支払われます(後払い)。
交付事業の名称	「京都フードバンクみんなのきもち」による団体の認知度向上及び食品ロス削減啓発事業
取組区分	☒ ①フードバンク活動及びそれに付随するもの ☒ ②フードバンク活動の知名度向上の取組 ☒ ③上記①②のほか、その他の食品ロスの発生を防ぐ取組又は食品ロスの削減を広く周知啓発するもの
取組内容	【取組区分が複数の場合は、上記いずれの区分に当たるかが分かるよう番号を振ったうえで、具体的な取組内容を記載してください。】 ☒ ① フードドライブの実施(4回) ① フードドライブ実施案内チラシの作成 ② 食品の寄付を依頼するための企業訪問(10件) ② 団体の活動を周知するためのリーフレットの作成 ③ 食品ロス削減啓発イベントの開催、ホームページの改良 上記「取組区分」の番号を記載

注 該当する口にはレ点を記入してください。

京都市フードバンク団体による食品ロス削減に資する取組支援助成金
事業計画書

1 取組期間

開始（予定）日	令和7年 5月 15日
完了予定日	令和8年 3月 20日

最長で令和7年3月31日までです。

2 事業計画・内容等

時期（月）	事業計画・内容・フードバンク活動の実施回数
5月下旬	フードドライブ実施案内チラシの作成、企業訪問2件
7月中旬	フードドライブの実施、企業訪問2件
8月上旬	ホームページ改良 食品ロス削減啓発イベントの開催告知チラシ・ポスターの作成
10月3日	食品ロス削減啓発イベントの開催、フードドライブの実施
10月上旬	フードドライブ実施案内チラシの作成、企業訪問2件
12月下旬	フードドライブの実施、企業訪問2件
2月上旬	フードドライブ実施案内チラシの作成、企業訪問2件
3月上旬	フードドライブの実施 団体の活動を周知するためのリーフレットの作成
通年	フードバンク活動を年間30回実施（毎月2～3回）

第3号様式の1

京都市フードバンク団体による食品ロス削減に資する取組支援助成金
収支予算書

(宛先) 京都市長	令和7年 4月 10日
申請団体の住所 (主たる事務所) (〒604-8537) 京都市中京区河原町御池上る持寄町123番地	申請団体の名称及び代表者の氏名 京都フードバンクみんなのきもち 理事長 京都 太郎 電話 075-213-0453

押印は不要です。

1 収 入

項 目	金額 (円)	内 訳
1 本市助成金	500,000	
2 その他	30,000	イベント参加費@300円×参加者見込み数100人
	380,000	自己資金
収入合計	910,000	

2 支 出

項 目	金額 (円)	内 訳
助成対象経費	10,000	①フードドライブチラシ作成費
【取組区分が分かるよう 番号を振ったうえで、記 載】	110,000	①ガソリン代
	66,000	①カートリッジ@6,000円×11箇月
	220,000	①冷蔵コンテナ電気代@20,000円×11箇月
	100,000	②企業訪問に係る交通費@10,000×10回
	100,000	②団体リーフレット作成費
	120,000	③ホームページ改良に係る経費
	30,000	③イベント会場借上料
	20,000	③イベント出演者への謝礼@10,000円×2人
	24,000	③テント@12,000×2
小計	800,000	
助成対象外経費	110,000	電話代・インターネット接続料@10,000円×11箇月
小計	110,000	
支出合計	910,000	

①、③については、当該経費総額の2分の1を助成します
(千円未満切捨、上限額30万円)。
②については、当該経費の総額を助成します(フードバンク
団体のみ申請可、千円未満切捨、上限額30万円)。
上記のルールで計算した合計額が、「1 収入欄」の本市助
成金の額と一致しているか確認してください。

△ 助成対象経費「全て」の算出根拠を示す書類(見積書やカタログ等のコピーで、
メーカー名、商品名、品番、価格が確認できる書類等)を添付することが原則です。

ガソリン代等の経費であって、見積書やカタログの提出が困難な場合には、任意の書式に見積
額及びその算出式を記載のうえ、提出してください(直近の支払額等が分かる領収書の貼付け等
により、算出式に用いている単価の合理的な根拠を示すこと)。

交付決定前に事前着手する必要がある場合のみ、提出してください。

第3号様式の2（第7条関係）

京都市フードバンク団体による食品ロス削減に資する取組支援助成金事前着手届

（宛先）京都市長	令和7年4月10日
申請団体の住所（主たる事務所） 京都市中京区河原町御池上る持寄町123番地	申請団体の名称及び代表者の氏名 京都フードバンクみんなのきもち 理事長 京都 太郎 電話 075-213-0453

押印は不要です。

京都市フードバンク団体による食品ロス削減に資する取組支援助成金について、早期に着手したいので、同助成金交付要綱第3条第2項及び第7条第1項第5号の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

交付対象事業の 名 称	「京都フードバンクみんなのきもち」による団体の認知度向上及び食品ロス削減啓発事業
着 手（ 予 定 ） 年 月 日	令和7年4月14日
交 付 決 定 前 の 着 手 を 必 要 と する 取 組 内 容 及 び 経 費	取組内容： ②団体リーフレット作成 経費（内訳を含めて具体的に記載）： 100,000 円 （版下データ作成費 80,000 円、印刷費 20,000 円）
交 付 決 定 前 の 着 手 を 必 要 と する 理 由	令和7年5月2日にイベントがあり、その際に団体リーフレットを配布するため。

注 本様式は、交付決定前に事前着手する場合に必要な書類であり、本様式の提出により、必ずしも交付決定がなされるものではありません。

変更後の事後申請は不可ですので、御注意ください。変更内容を実施する前に、申請窓口にご連絡してください。

第6号様式

京都市フードバンク団体による食品ロス削減に資する取組支援助成金事業内容等
変更承認申請書

(宛先) 京都市長	令和8年 1月10日
申請団体の住所（主たる事務所） (〒604-8537) 京都市中京区河原町御池上る持寄町123番地	申請団体の名称及び代表者の氏名 京都フードバンクみんなのきもち 理事長 京都 太郎 電話 075-213-0453

押印は不要です。

令和7年4月28日付け京都市指令環循資第123号で助成金の交付決定の通知を受けた事業内容等を、下記のとおり変更したいので承認願います。

交付決定通知書に記載している日付けと番号です。

記

1 交付決定済額
500,000円

交付決定済額を年度途中に増額する変更の申請はできません。

2 変更に伴う減額
10,000円

3 変更に伴う交付申請額（1－2）
490,000円

4 変更の内容
ホームページ改良内容の一部を取りやめ

5 変更の理由
変更内容を精査した結果、一部を取りやめることにしたため

事業計画を実施できない事情が生じた時点で、申請窓口に連絡してください。

京都市フードバンク団体による食品ロス削減に資する取組支援助成金
中止承認申請書

(宛先) 京都市長	令和8年 1月10日
申請団体の住所（主たる事務所） (〒604-8537) 京都市中京区河原町御池上る持寄町123番地	申請団体の名称及び代表者の氏名 京都フードバンクみんなのきもち 理事長 京都 太郎 電話 075-213-0453

押印は不要です。

令和7年4月28日付け京都市指令環循資第123号で助成金の交付決定の通知を受けた京都市フードバンク団体による食品ロス削減に資する取組支援助成金について、第10条第5項の規定により、下記のとおり助成対象事業の中止を申請します。

交付決定通知書に記載している日付けと番号です。

記

1 中止の内容

令和8年1月10日をもって事業計画全ての着手を断念

2 中止の理由

理事長が病気になり、事業計画の一部のみでも実施しようとしたが、病気が完治せず、事業計画着手の目途が立たないため

助成事業を完了した日から30日以内又は令和7年3月31日のどちらか早い日までに実績報告書を御出してください。

京都市フードバンク団体による食品ロス削減に資する取組支援助成金
実績報告書

(宛先) 京都市長	令和8年 3月 31日
申請団体の住所（主たる事務所） (〒604-8537) 京都市中京区河原町御池上る持寄町123番地	申請団体の名称及び代表者の氏名 京都フードバンクみんなのきもち 理事長 京都 太郎 電話 075-213-0453

押印は不要です。

京都市補助金等の交付等に関する条例第18条の規定により、交付対象事業の実績について報告します。

交付決定通知書の年月日及び番号	令和7年 4月 28日 京都市指令環循資第123号
変更承認通知書の年月日及び番号	令和8年 1月 24日 京都市指令環循資第456号
完了年月日	令和8年 3月 20日
事業費総額	890,000円
交付事業の名称及び実施内容	「京都フードバンクみんなのきもち」による団体の認知度向上及び食品ロス削減啓発事業
交付対象事業の成果	削減できた食品ロスの量（京都市内で発生した食品ロスに限る。） 約30トン 毎月のフードバンク活動の実施回数（京都市内に限る。） 毎月2～3回 (その他、具体的に記載すること) ・約30トンのうちフードドライブで集めた量 約10トン、500品 ・企業からの寄付量 約20トン、1,400品 ・啓発イベントの参加者100人、アンケートの結果から、参加によりフードバンク等の活動について理解を深められたという回答が7割を占めた。
課題、今後の方針等	食料の供給先を増やすための手法についてさらに検討する必要があると考えている。また、啓発イベントについては、次年度も継続して開催したい。

※ 事業実績を証する成果物、事業の実施状況を確認できる写真等を添付してください。

※ 提出された成果物、写真等は本市広報物に掲載する場合があります。また、その他広報活動への協力を要請する場合があります。

第11号様式（第11条第1項関係）

京都市フードバンク団体による食品ロス削減に資する取組支援助成金
収支決算書

(宛先) 京都市長	令和8年 3月31日
申請団体の住所（主たる事務所） (〒604-8537) 京都市中京区河原町御池上る持寄町123番地	申請団体の名称及び代表者の氏名 京都フードバンクみんなのきもち 理事長 京都 太郎 電話 075-213-0453

押印は不要です。

1 収 入

項 目	金額 (円)	内 訳
1 本市助成金	490,000	
2 その他	30,000	イベント参加費@300円×参加者見込み数100人
	370,000	自己資金
収入合計	890,000	

2 支 出

項 目	金額 (円)	内 訳
助成対象経費 【取組区分が分かるよう番号を振ったうえで、記載】	10,000	①フードドライブチラシ作成費
	110,000	①ガソリン代@10,000円×11箇月
	66,000	①カートリッジ@6,000円×11箇月
	220,000	①冷蔵コンテナ電気代@20,000円×11箇月
	100,000	②企業訪問に係る交通費@10,000×10回
	100,000	②団体リーフレット作成費
	100,000	③ホームページ改良に係る経費
	30,000	③イベント会場借上料
	20,000	③イベント出演者への謝礼@10,000円×2人
	24,000	③テント@12,000×2
小計	780,000	
助成対象外経費	110,000	電話代・インターネット接続料@10,000円×11箇月
小計	110,000	
支出合計	890,000	

①、③については、当該経費総額の2分の1を助成します(千円未満切捨、上限額30万円)。
②については、当該経費の総額を助成します(千円未満切捨、上限額30万円)。
「1 収入欄」の本市助成金の額と一致しているか確認してください。

△ 助成対象経費全ての領収書等を添付してください。(任意の様式に請求書、領収書を貼り付けて提出、コピー可)

京都市フードバンク団体による食品ロス削減に資する取組支援助成金請求書

(宛先) 京都市長	令和8年 4月 20日
申請団体の住所（主たる事務所） (〒604-8537) 京都市中京区河原町御池上る持寄町123番地	申請団体の名称及び代表者の氏名 京都フードバンクみんなのきもち 理事長 京都 太郎 / 押印は不要です。 電話 075-213-0453

京都市フードバンク団体による食品ロス削減に資する取組支援助成金交付要綱第12条第1項の規定により、助成金を請求します。	
助成金の請求額	金250,000円
交付決定通知書の年月日及び番号	令和7年 4月 28日 京都市指令環循資第123号
変更承認通知書の年月日及び番号	令和8年 1月 24日 京都市指令環循資第456号

「助成金交付額決定通知書」に記載された金額を記入してください。
概算払を受けている場合は、その金額を差し引いた額となります。

振込口座	金融機関名	店舗名	預金種目	口座番号						
	フード銀行	持寄支店	☒ 普通（総合） ☐ 当座 ☐ 貯蓄 ☐ その他	0	1	2	3	4	5	6
	口座名義 (フリガナ)	キョウトフードバンクミンナノキモチ								
	口座名義 (漢字等)	京都フードバンクみんなのきもち								

京都市フードバンク団体による食品ロス削減に資する取組支援助成金
概算払請求書

(宛先) 京都市長	令和7年 5月 20日
申請団体の住所（主たる事務所） (〒 604-8537) 京都市中京区河原町御池上る持寄町123番地	申請団体の名称及び代表者の氏名 京都フードバンクみんなのきもち 理事長 京都 太郎 / 押印は不要です。 電話 075-213-0453

京都市フードバンク団体による食品ロス削減に資する取組支援助成金交付要綱 第 1 3 条第 2 項の規定により、助成金の概算払を請求します。	
助 成 金 の 請 求 額	金240,000円
交 付 決 定 通 知 書 の 年 月 日 及 び 番 号	令和7年 4月 28日 京都市指令環循資第 123号

概算払の上限額は交付決定通知書に記載された交付予定額の2分の1(千円未満切捨)です。
審査の結果、概算払の金額が、交付予定額の2分の1を下回る金額しか認められないことがあります。交付決定書に記載された概算払予定額を確認のうえ、記入してください。

振 込 口 座	金融機関名	店舗名	預金種目	口座番号						
	フード銀行	持寄支店	☒ 普通（総合） ☐ 当座 ☐ 貯蓄 ☐ その他	0	1	2	3	4	5	6
	口座名義 (フリガナ)	キョウトフードバンクミンナノキモチ								
	口座名義 (漢字等)	京都フードバンクみんなのきもち								

京都市フードバンク団体による食品ロス削減に資する取組支援助成金精算書

(宛先) 京都市長	令和8年 4月 20日
申請団体の住所（主たる事務所） (〒604-8537) 京都市中京区河原町御池上る持寄町123番地	申請団体の名称及び代表者の氏名 京都フードバンクみんなのきもち 理事長 京都 太郎 一 電話 075-213-0453

押印は不要です。

令和7年 4月 28日付け京都市指令環循資第123号で助成金の交付の決定の通知を受けた京都市フードバンク団体による食品ロス削減に資する取組支援助成金について、同交付要綱第13条第4項の規定により、下記のとおり精算します。

記

交付決定通知書の年月日及び番号	令和7年 4月 28日 京都市指令環循資第123号
変更承認通知書の年月日及び番号	令和8年 1月 24日 京都市指令環循資第456号
交付決定額	490,000円
既受領額	240,000円
差引請求額	250,000円